

一般財団法人広島市都市整備公社事務組織規則

(趣 旨)

第1条 一般財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）の組織、分掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 公社の内部組織は、次のとおりとする。

経 営 管 理 部

経 営 管 理 課

総 務 係

財 務 係

企 画 管 理 係

広島港さん橋管理事務所

環 境 事 業 部

環 境 事 業 課

庶 務 係

料 金 係

管 理 課

西部リサイクルプラザ管理事務所

似 島 事 業 所

業 務 課

下 水 道 部

管 理 係

水 質 係

防 災 部

監 事 室

(分掌事務)

第3条 前条に規定する組織の分掌事務は、次のとおりとする。

経営管理部

経営管理課

- (1) 公社の経営方針に関すること。
- (2) 公社運営の改革及び改善に係る調査、企画及び総合調整に関すること。
- (3) 公社の新規事業の企画に関すること。
- (4) 公社事務の総合調整及び主要事業の進行管理に関すること。
- (5) 理事会その他会議に関すること。
- (6) 規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (7) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 職員の労働安全管理及び衛生管理に関すること。
- (9) 公社業務における防災対策に関すること。
- (10) 訴訟に関すること。

- (11) 入札及び契約に関すること。
- (12) 入札参加者等に係る選定委員会（第三選定委員会に係るものについては、経営管理部所管のものに限る。）に関すること。
- (13) 賃貸店舗及び駐車場の管理運営に関すること。
- (14) 放置自転車等撤去運搬時の立会い等に関すること。
- (15) 公社の事務改善に関すること。
- (16) 公社の統計に関すること。
- (17) 物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (18) 公印に関すること。
- (19) 課の業務に係る経理に関すること。
- (20) 文書の収発及び編さん保存に関すること。
- (21) 広島市との連絡調整に関すること。
- (22) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (23) 予算の編成及び執行管理並びに決算に関すること。
- (24) 現金・預金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (25) 支出伝票及び収入伝票等の審査に関すること。
- (26) 支出負担行為の確認に関すること。
- (27) 資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (28) 財産管理に関すること。
- (29) その他公社、部及び課の庶務に関すること。

広島港さん橋管理事務所

- (1) 広島港さん橋等の維持管理業務に関すること。
- (2) 広島港さん橋管理事務所（以下第5号までにおいて「事務所」という。）の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (3) 事務所の業務に係る経理に関すること。
- (4) 事務所の業務に係る文書の収発及び編さん保存に関すること。
- (5) その他事務所の庶務に関すること。

環境事業部

環境事業課

- (1) 部の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 部の事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) し尿処理手数料収納計画の策定に関すること。
- (4) し尿収集の申込等の受付に関すること。
- (5) し尿処理手数料収納台帳の整備に関すること。
- (6) し尿処理手数料の算定及び収納等に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 課の業務に係る契約に関すること。
- (9) 入札参加者等に係る選定委員会（第三選定委員会に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 課の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (11) 課の業務に係る経理に関すること。

(12) 部の業務に係る文書の収発及び編さん保存に関すること。

(13) 部及び課の庶務に関すること。

管理課

- (1) 計量所におけるごみの計量及び搬入監視業務並びに手数料の徴収業務に関すること。
(手数料の徴収業務は、西部リサイクルプラザ計量所、北部資源選別センター計量所及び安佐南工場破碎施設計量所に限る。)
- (2) ごみの収集及び運搬業務に関すること。
- (3) 課（西部リサイクルプラザ管理事務所の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び業務課の業務に係る契約に関すること。
- (4) 課及び業務課の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (5) 課及び業務課の業務に係る経理に関すること。
- (6) 課及び業務課の庶務に関すること。

西部リサイクルプラザ管理事務所

- (1) 秘密文書回収運搬業務並びに再生品の納品及び販売に関すること。
- (2) 施設及び設備の利用及び管理に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 西部リサイクルプラザ管理事務所の業務に係る契約に関すること。
- (5) その他西部リサイクルプラザ管理事務所の庶務に関すること。

似島事業所

- (1) し尿の収集及び運搬業務に関すること。
- (2) ごみの収集及び運搬業務に関すること。
- (3) その他似島事業所の庶務に関すること。

業務課

- (1) し尿の収集及び運搬業務に関すること。
- (2) し尿の搬入監視業務に関すること。
- (3) し尿収集作業済通知書の交付に関すること。
- (4) し尿収集対象者の異動に関すること。

下水道部

- (1) 部の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 部の事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 水資源再生センター及び農業集落排水処理施設の維持管理、運転操作及び補修工事に関すること。
- (4) 水資源再生センター及び農業集落排水処理施設の維持管理に必要な水質等の検査に関すること。
- (5) 公印に関すること。
- (6) 部の業務に係る契約に関すること。
- (7) 入札参加者等に係る選定委員会（第三選定委員会に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 部の業務に係る文書の収発及び編さん保存に関すること。
- (9) 部の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (10) 部の業務に係る経理に関すること。

(11) 部の庶務に関すること。

防災部

- (1) 部の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 部の事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (4) 防災に関する講習会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 防災に関する研修、教育、指導及び相談に関すること。
- (6) 防災に関する調査研究及び図書等の作成頒布に関すること。
- (7) 防災関係図書及び防災用品の斡旋に関すること。
- (8) 県市が行う講習等の協力に関すること。
- (9) 自主防災組織育成基金に関すること。
- (10) 総合防災センターの施設の維持管理に関すること。
- (11) 公印に関すること。
- (12) 部の業務に係る契約に関すること。
- (13) 入札参加者等に係る選定委員会（第三選定委員会に係るものに限る。）に関すること。
- (14) 部の業務に係る文書の収発及び編さん保存に関すること。
- (15) 部の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (16) 部の業務に係る経理に関すること。
- (17) 部の庶務に関すること。

監事室

- (1) 監事の職務の補助に関すること。
- (2) 広島市の業務と直接関連のある公共的団体における監査業務の補助（当該団体から依頼があった場合に限る。）に関すること。
- (3) 室の業務に係る契約に関すること。
- (4) 室の業務に係る物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (5) 室の業務に係る経理に関すること。
- (6) 室の業務に係る文書の収発及び編さん保存に関すること。
- (7) 室の庶務に関すること。

（職 制）

第4条 部に部長を、課に課長（広島港さん橋管理事務所にあつては所長を、監事室にあつては室長をいう。）を、係に係長（西部リサイクルプラザ管理事務所及び似島事業所にあつては所長をいう。）を、係を置かない課に主任を置く。

2 必要があるときは、部に属さない参事を、部に担当部長、参事、担当課長、主監、課長補佐、主幹又は専門員を、課に担当課長、課長補佐、室長補佐、主幹、専門員、担当係長、主査又は主任技師を、係に主査、主任技師、主任又は場長を置く。

（事務の委託）

第5条 理事長は、必要があると認められるときは、関係地方公共団体又は公共的団体の職員に公社の事務を委嘱することができる。

（委任規定）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年4月1日施行の財団法人広島市都市整備公社処務規則は、この規則改正の施行と同時にこれを廃止する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和60年3月11日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和61年11月28日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。